

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	北海道・札幌市	GX事業に係る保証付き融資制度の整備	GX事業を行う中小企業が保証協会を利用した資金調達を行う際、設備資金等については無担保とする新たな保証制度を整備する。	・中小企業信用保険法では、第3条で普通保険について、第3条の2で無担保保険について規定している。後者の規定により、無担保保険の対象となる80百万円までは、企業は担保差し入れ無しで保証協会を利用した借入ができる。 ・しかし一般的に設備資金については、対象となる不動産等の担保差し入れを求められる場合も多く、第3条の2に規定する無担保保険の対象となる借入枠が残っていたとしても、結果として、第3条に規定する普通保険の対象となる。 ・その場合、担保の差し入れができなければ、保証協会を利用した資金調達を断念せざるを得ず、GX事業を進めるための資金調達が困難となる。	中小企業信用保険法第3条、第3条の2	GX事業を行う中小企業が保証協会を利用した資金調達を行う場合に、GX事業に係る設備資金等については無担保とすることを明確化した新たな保証制度を整備する。	経済産業省	・政府としては、担保に依存しない融資慣行の確立に取り組んでいるところ。ただし、不動産購入のために借入をする場合、保証協会に限らず融資対象の不動産について担保設定を行うことが多い。これは、不動産保有自体が事業の存続に必要不可欠であり、仮に、担保設定を行っていないければ、事業継続が困難な状態に陥っても、状況を把握することが困難であり、結果として、債権の回収原資を喪失してしまう恐れがあるためである。 ・他方、GX事業を行う中小企業の設備投資等に係る資金調達が円滑に行われるよう、提案自治体が信用保証協会等とも連携し、自治体による損失補償を前提にGX事業に係る保証付き自治体制度融資を整備するための具体的な方策を検討してまいりたい。
2	北海道・札幌市	一定の銀行業高度化等業務の内容に、GX関連産業(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動)を追加	再エネポテンシャルが国内随一とされている北海道では、洋上風力発電事業等、潜在的に多くの事業が見込まれており、それらの事業について、地元地銀が出資等を行う。	現行規制では、銀行が「一定の銀行業高度化等会社」に出資する場合、出資比率50%以下については「届け出」で済むが、「③」の事業は「一定の銀行業高度化等会社」に該当しないため、個別認可が必要となる。加えて、50%超を取得する場合にも、一定の銀行業高度化会社と比して加重された基準に基づく認可が求められる。出資検討の都度、認可を取得していく場合は、相応の時間を要し、特に他の事業者が主たる出資者になる案件について、戦略的に出資を検討していくことの懸念材料となる。	銀行法16条の2第4項 銀行法施行規則17条の4の3、17条の5第2項、17条の5の2第2項	GX関連産業への出資について、出資比率50%以下の場合「届け出」で済む。また、50%超の場合でも、都度認可の簡便化(9要件→6要件)が実現する。「届け出」で可となることで、迅速且つ戦略的に出資できる。	金融庁	銀行が、行政や企業等と連携して域内のグリーントランスフォーメーション(GX)関連事業をより円滑に推進できるようにするため、銀行法における「一定の銀行業高度化等会社」の枠組みの活用について、国家戦略特区における具体的な措置の在り方を検討し、2024年中を目途に所要の措置を講ずる。